

随意契約理由書

件名	神戸商工中金ビル電話設備の調達
契約の相手方	日本電気株式会社 神戸支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	<p>生活保護業務の再構築において(仮称)生活保護事務センター(以下「事務センター」という。)を新設するのに伴い必要となる事務センター用の電話設備(電話交換機、電話機等)を調達し、設置するものである。</p> <p>事務センター用の電話機器は、事務センターの事務を円滑に行うため本庁内線網すべてへの架電及び本庁舎内線網すべてからの受電を確実に行う必要があり、本調達においては、上記業者が既に設置している本庁舎の電話交換機に機器の追加や設定の変更が必要となる。</p> <p>したがって、本調達では本市独自のシステム・ソフトウェア構築を熟知していることが不可欠であり、当該設備の製造メーカー・設備施工業者である上記業者以外では、設備についての知識やノウハウがなく、部品・材料の入手において調達・設定できない。</p> <p>以上の理由により、当該業務は上記業者しか履行できないため、随意契約を締結する。</p>
担当部署 (問合せ先)	保健福祉局生活福祉部保護課 (電話番号 078-322-5468)